

## 岩手県社会福祉審議会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、岩手県社会福祉審議会条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、岩手県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (専門分科会)

第2条 社会福祉法第11条第1項に定める専門分科会のほか、同法第11条第2項の規定により、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会は、当該専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

3 専門分科会の会議については、条例第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

4 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定については、身体障害者福祉専門分科会の決議をもって、児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置の認可及び児童福祉法施行令第29条の規定による里親の認定については、児童福祉専門分科会の決議をもってそれぞれ審議会の決議とする。

### (審査部会)

第3条 審査部会は、身体障害者福祉専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

2 審査部会の会議については、第2条第3項の例による。

3 審査部会の決議は、審議会の決議とする。

### (措置部会)

第4条 児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第6項の規定による諮問に対する答申及び法第33条の15第3項に係る事項の審議、並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事例の検証を行うため、措置部会を置く。

2 措置部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 措置部会は、児童福祉専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

4 措置部会の会議については、第2条第3項の例による。

5 措置部会の決議は、審議会の決議とする。

(会議録)

第5条 委員長及び専門分科会長は、庶務を担当する職員をしてその主宰した会議の会議録を調製させなければならない。

2 会議録には、委員長又は専門分科会長が指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

(緊急措置)

第6条 専門分科会長が会議を招集するいとまがないと認める場合においては、回議して当該専門分科会及び審議部会の審議にかえることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

附 則

この規程は、昭和38年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。